

基礎コース経営学（会社法施行に伴う修正）

2005年に会社法が制定され2006年5月1日から施行されることになりましたので、関連する第1章の法制度の説明と第9章の一部の記述を書き改める必要が生じました。

また会社法の施行に時期を合わせて会計原則が変更されることになりましたので、第7章の図7-1と7-2の一部を改める必要があります。

また会社法とは直接関係しませんが、店頭市場であったジャスダックが2004年に証券取引所に改組したため、第5章の新興市場の説明も書き直す必要が生じました。

その結果、5月1日以降は、以下のようにご修正ください。

14頁14行目～15頁8行目を以下のように差し替える

あらゆる事業に認められる一般的な会社形態としては、会社法の施行（2006年）以前は商法によって規定された「合名会社」「合資会社」「株式会社」の3種と、有限会社法によって規定された「有限会社」の合計4種が存在していたのであるが、会社法の施行により有限会社は廃止され（既存の有限会社は存続できるが法律上は株式会社とみなされる）、新たに「**合同会社**」が加わるようになった。旧来の商法下では、事業者はみずからの事業規模に応じて会社形態を選択することが期待され、大規模事業向けの企業形態として位置づけられていた株式会社の設立には最低資本金1,000万円の払い込みが必要であった。しかし、会社法の下では、株式会社の最低資本金制度が撤廃されたため、事業者は事業規模の大小にかかわらず4つの会社形態（株式会社、合名会社、合資会社、合同会社）を自由に選択して創業することができる。そこで、新しい会社法下の4つの会社形態を比較してみよう。

会社法では、合名、合資、合同の3会社形態は「**持分会社**」と総称される。持分会社に共通する特徴は**定款自治**にあり、会社の根本規則を定めるべき「定款」で、出資者間の権利配分や利益の配分割合などを自由に取り決めることができる。一方、持分会社の3形態の間には次のような制度上の違いがある。

合名会社においては、出資者の全員が、会社の債務に対して無限責任を負う「無限責任社員」であり、原則として出資者全員が経営を担当する。

合資会社においては、出資者は「無限責任社員」と、出資額を限度として責任を負う「有限責任社員」の2種類からなり、定款に定めないかぎり、無限責任社員全員が経営を担当する。

合同会社においては、出資者の全員が「有限責任社員」であり、原則として出資者の全員が経営を担当する。

持分会社の3形態は相互転換性が高く、合名会社に無限責任社員を付加すれば合資会社となり、合資会社から無限責任社員を除けば合同会社に移行しうる。なお、合同会社と同じく全出資者が有限責任でありかつ定款自治の仕組みを持つ企業形態として「**有限責任事業組合**」がある。会社ではなく「組合」であるため法人格を有しないが、税制面の扱いを除けば、合同会社に近い形態といえるものである。

以上の持分会社に対して、株式会社では、株式を発行して資本金を調達するため、出資者は株式を保有し「**株主**」となる。株主の権利は基本的にその持株数に比例し、同時に会社債務に対する株主の責任もまた持株数に比例する有限責任である。株式数に比例した権利と責任の割り当ては株式会社の基本原理であり、会社法の定めるところとして定款をもってしても変更を加えることはできない。

持分会社3種は、いずれももともと中小規模事業向けの形態であるから、将来、事業の大規模化をめざすのであれば、初めから株式会社を設立するのが合理的といえよう。

15 頁 1.3「株式会社の設立」の全部を以下のように差し替える。

株式会社を設立する場合には、事業を起こそうとする者が、みずから発起人となって設立手続きをすることになる。具体的には、まず事業のビジョンを描いて、会社の根本規則を規定する「定款」を作成する。設立時に作成する定款を特に「原始定款」という。定款上に、会社の目的（事業の種類）、商号、本店（本社）の所在地、発起人の氏名および住所等を記載すべきことは、他の会社形態にも共通であるが、株式会社に必要とされる固有の定めとして、設立に際して出資される財産の価額またはその最低額、「発行可能株式総数」等がある。

また、経営の乗っ取りを防ぐため、株式が見知らぬ者の手に渡らぬようにしたい場合には、定款に「譲渡による株式取得」について会社の承認を要する旨の定めを設けることが認められている。全部の株式についてその定めを設けた会社を株式譲渡制限会社というが、それ以外の株式会社すなわち譲渡自由な株式が1種類以上あるものを、会社法は（実際に株式を公開しているか否かにかかわらず）「公開会社」と定義している。

出資資本の調達に当たり、具体的に発行株式数を何株にし、また発行価額を1株当たりいくにするかについては、会社が任意に設定できる。かつては、1株当たりの単位金額が商法によって定められており、しかも株券の表面に記載されて「額面」と呼称された。額面は、第二次世界大戦後は、50円、500円、5万円というように、法改正とともに変化してきたが、2001年の商法改正によって、額面株式は廃止され、発行価額に関する規制もなくなった。いいかえれば、すべてが無額面株式として、発行されることになったのである。

その結果、会社は、発行株式数と発行価額を自由に組み合わせることができるようになったが、これに合わせて「単元株式」制度が導入された。株式会社の理念として、本来、株主は1株1票の原則で株主総会における議決権を与えられるべきであるのだが、発行価額を低めに設定した株式については、ある程度まとまった株式数を1単位として議決権を付与することが認められる。この議決権の単位の括りが「単元」であり、たとえば1000株をもって1単位とするというように定めることができる。単元株式の定めは定款に記載しなければならない。

株式会社の設立にあたって、発行株式数のすべてを発起人だけで引き受けられる場合、つまり必要な払込資本金を発起人だけで賄える場合には、発起人による株式引き受けと資本金の払い込みによって、出資手続きは完了する。発起人だけによって設立されるこの方式を、「発起設立」という^(注)。

（注）法律上は、一人で株式会社を設立することも不可能ではない。しかし、単独出資による株式会社の設立は、もともと会社が「完全子会社」（親会社の全額出資になる子会社）を設立するケースを想定したものであって、個人による設立を想定したものではない。

一方、発起人だけでは発行株式のすべてを引き受けられない場合、つまり必要な払込資本金を発起人だけでは賄えない場合には、発行株式の一部を、外部の人々に引き受けてもらうことになる。外部に株主を募集するこの方式を、「募集設立」という。募集設立の場合、初めから大々的に株主を集めようということであれば、「公募」ないし「一般募集」という方法があるが、通例は伝を頼って株主を募集する「縁故募集」が採用される。事業アイデアや技術に自信があれば、ベンチャー・キャピタルに出資を仰ぐという方法もある^(注)。

（注）ベンチャー・キャピタル（venture capital）とは、高い成長性が見込まれる事業をもくろむ新設企業に対して、発行株式の一部を引き受ける形で、その事業を支援する長期投資型の金融業者をいう。ベンチャー・キャピタル自身は、将来その企業が成長して株式公開するなど、株価が上がったところで、引き受けた株式を売却して創業者利益を得るのである。

出資の払い込みが完了したならば、発起人は、「取締役」を選任しなければならない。取締役

とは、株主の委託を受けて株式会社の経営を担当する役職（機関）であり、株主自身が就任することももちろん可能である。旧来の商法下では、株式会社の役職の設置は厳格に法定されていたが、会社法の下で株式会社の機関設計は大幅に緩和された。株式譲渡制限会社（公開会社でない株式会社）では、大会社（資本金 5 億円以上または負債額 200 億円以上）に該当しないかぎり、とりあえず取締役 1 名を選任すれば足りる。

公開会社においては、取締役 3 人以上からなる**取締役会**の設置が必要とされ、さらに取締役が株主に忠実に職務を果たしているかどうかを監査する役職（監査機関）の設置を義務づけられることになるが、その場合にも、監査役を置いて「監査役設置会社」となるか監査委員会を置いて「委員会設置会社」となるかを選択することができる。

監査役設置会社は、日本の伝統的な構造であり、監査役が取締役の業務監査を行うものである。経営自体は取締役が担当し、取締役会で選定された代表取締役が会社を代表する。

一方、**委員会設置会社**はアメリカの株式会社に倣った構造であり、経営の意思決定は取締役会が担当し、経營業務の執行は「**執行役**」が担当する。また取締役会で選定された代表執行役が会社を代表する。さらに、社外取締役を中心とする「監査」「指名」「報酬」の 3 委員会の設置が義務づけられ、そのうちの監査委員会が取締役と執行役の業務監査を行うのである。ちなみに、指名委員会は次期取締役の候補者を決める役割を担い、報酬委員会は取締役の報酬を決定する役割を担っている。

以上のように、株式会社の場合、株式譲渡制限会社では（大会社でないかぎり）機関設計はいたって単純であるが、公開会社になれば必要とされる設置機関が増えるのである。そして、その公開会社がさらに大会社であれば、監査役を置くタイプは 3 人以上の監査役からなる「監査役会」の設置を義務付けられて「**監査役会設置会社**」となるのであり、また「監査役会設置会社」「委員会設置会社」のいずれにも**会計監査人**の設置が義務づけられることになる。

しかし、一般に、個人が創業する株式会社は小規模な株式譲渡制限会社として出発するのが普通であるから、まずは取締役を選任することで設立の必要条件は満たせる。なお、公開会社であるか否かにかかわらず、会計書類を取締役と共同して作成する任務の**会計参与**という任意機関の設置が会社法の下で新たに導入されたから、必要であればこれを選任して利用することもできる。

取締役の選任が終わったならば、創立総会（株主総会）を開いて会社の設立を承認し、あとは本店（本社）所在地の法務局で「設立登記」を申請するのみである。

参考までに、株式会社の設立登記に必要な事項は、おおむね以下のように定められている（会社法第 911 条第 3 項を整理して記述）。

- 1 目的
- 2 商号
- 3 本店及び支店の所在場所
- 4 株式会社の存続期間又は解散の事由についての定款の定めがあるときは、その定め
- 5 資本金の額
- 6 発行可能株式総数
- 7 発行する株式の内容（種類株式発行会社にあつては、発行可能種類株式総数及び発行する各種類の株式の内容）
- 8 単元株式数についての定款の定めがあるときは、その単元株式数
- 9 発行済株式の総数並びにその種類及び種類ごとの数
- 10 株券発行会社であるときは、その旨
- 11 株主名簿管理人を置いたときは、その氏名又は名称及び住所並びに営業所
- 12 新株予約権を発行したときは、その数や条件
- 13 取締役の氏名
- 14 代表取締役の氏名及び住所（委員会設置会社を除く）
- 15 取締役会設置会社であるときは、その旨
- 16 会計参与設置会社であるときは、その旨並びに会計参与の氏名又は名称及び計算書類等を備え置く場所

- 17 監査役設置会社であるときは、その旨及び監査役の氏名
- 18 監査役会設置会社であるときは、その旨及び監査役のうち社外監査役であるものについて社外監査役である旨
- 19 会計監査人設置会社であるときは、その旨及び会計監査人の氏名又は名称
- 20 (会計監査人またはその員数が欠けた場合で)一時会計監査人を置いたときは、その氏名又は名称
- 21 (取締役会の招集権を持つと定めた)特別取締役による議決の定めがあるときは、その旨やその者の氏名等
- 22 委員会設置会社であるときは、その旨及び次に掲げる事項
 - イ 取締役のうち社外取締役であるものについて社外取締役である旨
 - ロ 各委員会の委員及び執行役の氏名
 - ハ 代表執行役の氏名及び住所
- 23 取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人の損害賠償責任の免除についての定款の定めがあるときは、その定め
- 24 社外取締役、会計参与、社外監査役又は会計監査人が負う責任の限度に関する契約(責任限定契約)の締結についての定款の定めがあるときは、その定め
- 25 会社の公告方法

会社の設立は、免許主義ではなく届出主義に則っているから、申請は(不備がないかぎり)自動的に受理され、設立登記は完了する。

これで、株式会社は「成立」した。法的手続きが終わって、いよいよ事業の実質的なスタートが可能になるのである。

18 頁の参考資料「株式会社の原始定款」は削除

80 頁 21 行目～81 頁 3 行目を以下のように差し替える

日本の証券市場の構造は、近年まで、証券取引所が運営する取引所市場と、証券業協会が運営する店頭市場との2種から成っていた。店頭市場(JASDAQ)は、創業の浅いベンチャー企業などが取引所市場に公開(「上場」)する前段階の市場として機能してきたが、2004年12月に「ジャスダック証券取引所」に改組した。現在は、ジャスダックのほか、既存の取引所の中に設けられたいわゆる新興市場(東京証券取引所マザーズ、大阪証券取引所ヘラクレス、名古屋証券取引所セントレックス、福岡証券取引所Q-ボード、札幌証券取引所アンビシャス)が、新興企業のための株式公開の舞台となっている。もちろん規模や業績などの条件が既設市場の審査基準に照らして十分であれば、一足飛びに既設市場に上場することも夢ではない。

81 頁の脚注は削除

174 頁 14 行目～16 行目を以下のように差し替える

一方、営業の買収とは、事業そのものではなく、財産一式の取引をいい、従業員の移転を伴わない。人を切り離れた財産だけの取得であるから、組織再編への影響は比較的小さい(なお、会社法ではこの営業買収も事業買収という概念に内包されることになった)。

120 頁 図7-1

右端の「役員賞与」とその矢印を削除(会計原則の変更による)

127 頁 図7-2

「資本の部」 「純資産の部」 (会計原則の変更による)